

# 5

## 連鎖販売取引(マルチ商法)

友人から、「化粧品セットを30万円で購入して会員になり、その化粧品を購入する人を紹介すれば契約金額の10%のバックマージンが入る」と言われ、友人を信用してお金を支払った。その後何人かの友人に勧めてみたが、思うように購入してもらえない。

### 定義

連鎖販売取引(マルチ商法・ネットワークビジネス)とは、別の人を販売組織に加入させることで利益を得られることをセールスポイントとして、商品など(健康食品や化粧品など)を購入させて組織に加入させ、加入者は、購入した商品をまた別の人に販売して組織に勧誘し、勧誘された人たちが更に別の人たちを勧誘する…という方法で、組織を拡大していく取引のことをいいます。

### 注意

高額な利益を得るのは上位のごく一部の者に限られ、末端の加入者が被害を受ける危険性が高い。被害者が加害者となって更なる被害者を生んでいくことになる。

POINT!



- クーリング・オフ(20日間)の対象となります。→11P
- クーリング・オフ期間経過後でも中途解約により、組織から脱退することができます。
- 中途解約をすると、連鎖販売取引の契約締結から1年以内であれば、商品受領後90日以内の未使用品で一定の条件を満たす場合に限り、商品の購入契約を解除できます。
- 中途解約や商品の購入契約の解除は、クーリング・オフと異なり、上限金額の定めはあるものの消費者の経済的な負担(違約金など)が生じます。
- 事業者の不実告知、事実の意図的な不告知による誤認契約は取消の対象となります。(誤認に気付いたときから1年または契約締結から5年のいずれか早いときまで)

# 6

## 特定継続的役務提供

この7種類だけが対象です!

無料レッスン券をもらったので英会話教室に行ってみたら、雰囲気良かったので受講することに決め、入会金および3カ月分のレッスン料、テキスト代など合計10万円をクレジットカードで支払った。でも、仕事が忙しくほとんどレッスンに行けない。

対象役務	提供期間	金額
エステティック	1カ月を超えるもの	(注) 5万円を超えるもの
美容医療		
語学教室	2カ月を超えるもの	
家庭教師		
学習塾		
パソコン教室		
結婚相手紹介サービス		

(注) 消費者が契約の際に支払わなければならない金額の総額(入会金や関連商品の代金などを含む)



### 定義

身体の美化、知識や技能の向上などを目的とし、その目的の実現が不確実なサービスで、一定の契約期間および契約金額を満たす上記の7つのサービスが規制対象とされています。

### 注意

サービスの内容を客観的に確定するのが難しく、契約が長期間となり、代金も高額になりがちである。契約期間が長い場合、消費者の事情により途中でサービスを利用できなくなることがあり得る。

POINT!



- クーリング・オフ(8日間)の対象となります。→11P
- クーリング・オフ期間経過後でも中途解約できます。
- 中途解約をすると、解除した時点からの契約が消滅しますが、すでに受けたサービスなど対価の支払いが必要です。
- 中途解約や商品の購入契約の解除は、クーリング・オフと異なり、上限金額の定めはあるものの消費者の経済的な負担(違約金など)が生じます。
- 事業者の不実告知、事実の意図的な不告知による誤認契約は取消の対象となります。(誤認に気づいた時から1年または契約締結から5年のいずれか早いときまで)

# 7

## 業務提供誘引販売取引(内職商法)

「パソコンと教材ソフトを購入すれば、高収入が得られる在宅ワークのデータ入力業務を紹介する」と親しい友人から勧められたので、50万円を支払って購入した。でも、実際に仕事をもらったのは1回だけで、ローンの返済が不安だ。

### 定義

販売する商品やサービスを利用した仕事を紹介するので高収入を得られるなどと勧誘し、仕事のために必要とって商品やサービスを契約させるものです。

### 注意

実際には、仕事が難しすぎたり量的に少なすぎたりして思ったほど収入を得られないことが多く、購入した商品やサービスの代金の支払いが難しくなる。

### POINT!

- クーリング・オフ(20日間)の対象となります。→11P
- 事業者の不実告知、事実の意図的な不告知による誤認契約は取消の対象となります。(誤認に気付いたときから1年または契約締結から5年のいずれか早いときまで)

## ネガティブ・オプション(送り付け商法)

注文していないのに  
サプリメントが送られてきて  
代金を請求された。

こんな  
手口も!



### 定義

消費者が注文していないにもかかわらず、消費者にいきなり商品を送り付けて、代金を請求する商法です。注文した商品と一緒に、注文していない商品を送り付けるケースもあります。

### 注意

一方的に送り付けられた商品の代金などを請求され、支払義務があると誤解して代金を支払ってしまうおそれがある。

### POINT!

- 注文や契約をしていないにもかかわらず、金銭を得ようとして一方的に送り付けられた商品については、消費者は直ちに処分することができます。
- 一方的に商品を送り付けられたとしても、契約は成立しておらず、金銭を支払う義務は生じません。また、仮に消費者がその商品を開封や処分しても、金銭の支払いは不要です。事業者から金銭の支払いを請求されても、応じないようにしましょう。
- 一方的に送り付けられた商品の代金などを請求され、支払義務があると誤解して、金銭を支払ってしまったとしても、その金銭については返還を請求することができます。

# クーリング・オフ

原則として、契約はいったん成立したら、契約当事者はその契約を守らなければいけません。

しかし、突然の訪問販売などで、消費者が契約の必要性や内容をよく理解しないまま契約を結んでしまうことがあり、トラブルの原因ともなっています。

そこで、特定商取引法で定められた**特定の商取引について、一定の期間、消費者に頭を冷やして考える機会**を与え、その期間内であれば、無条件で契約を解除することができる制度として**クーリング・オフ**が定められています。

## クーリング・オフが可能な期間

クーリング・オフは、以下に示す期間内（書面受領日を含む）に契約解除通知を発信した場合に成立します。日数は、原則として申込書面・契約書面のいずれかを受領した日のうち一番早い日から数えます。

対象となる取引類型	クーリング・オフの期間
訪問販売	8日間
訪問購入	
電話勧誘販売	
特定継続的役務提供（注1）	
連鎖販売取引（注2）	20日間
業務提供誘引販売取引（注1）	

（注1）契約書面の受領日が起算日となる。

（注2）契約書面の受領日または、再販売型の場合は特定負担として購入した商品の最初の受領日のうち、遅い方の日が起算日となる。

### 留意事項

そもそも申込書面または契約書面を渡されていない場合や、渡されていても内容に偽りや不備がある場合には、法律上、申込書面または契約書面を受領したことにはならないため、いつまでもクーリング・オフができることになる。事業者に一定のクーリング・オフ妨害行為があった場合も、クーリング・オフ期間が延長される。

### クーリング・オフ妨害行為の例

- 「布団は一度使ったらクーリング・オフできない」など、クーリング・オフについてウソを言われる。
- クーリング・オフを使わないよう事業者に威迫される。 など

check!

## クーリング・オフの効果

クーリング・オフが成立すると、いったん成立していた契約は最初からなかったこととなります。

消費者は、事業者の負担で商品を返還し、支払代金全額を戻してもらいます。なお、原則として、既に利用した商品やサービスの代金も支払う必要がありません。特定継続的役務提供の場合は、関連商品も一緒にクーリング・オフできます。

事業者は、引渡し済みの商品の返還費用を負担し、受け取った代金全額を速やかに返還しなければなりません。また、消費者に対して違約金などを請求することはできず、工事を施工していても原状回復の費用を消費者から請求されることがあります。

クーリング・オフは、特定商取引法だけでなく、その他にも個別の法律で定められているものもあります（割賦販売法、宅地建物取引業法、金融商品取引法、保険業法、預託法など）。

### 無条件でOK

- ・理由問わず
- ・立証責任なく
- ・経済負担なく

クーリング・オフは消費者の味方だね!





## クーリング・オフの注意点

クーリング・オフは、適用除外の条件が細かく規定されており、すべての商品やサービスが対象となるわけではありません。

クーリング・オフがあるからといって安易に契約を結んでよいということはありません。クーリング・オフをアテにした安易な契約は絶対にしてはいけません。

### クーリング・オフできないもの（主なものの例）

- 自分から店に出向いて買った商品（店舗販売）
- 通信販売で買った商品（ただし返品制度あり → 8P）
- 3千円未満の現金取引
- 自動車、葬儀サービス、電気通信サービスなど
- 化粧品、健康食品などの指定消耗品で、一部を使用または消費した場合
- 飲食店での飲食、あんな、マッサージ、カラオケなど
- 訪問購入では、自動車、家電、家具、有価証券、本、CD、DVD、ゲームソフト など

なんでもかんでもクーリング・オフできる！  
...とは限らないよ



(注) それぞれについて、細かい条件が規定されています

## クーリング・オフの手続き

クーリング・オフの通知は、書面（はがきでも可）または電磁的記録（電子メール、FAX、事業者がウェブサイト上に設けたクーリング・オフ専用フォーム等）で行います。

所定の期間内に発信した事実を証明できるように特定記録郵便または簡易書留で送ります。

送付する書面（はがきの場合は両面）は、コピーを取って保管します。電磁的記録で通知する場合、電子メールであれば送信メールを保存し、ウェブサイト上のクーリング・オフ専用フォーム等であれば画面のスクリーンショットを残しておきます。

書面の送付先は、原則として、契約相手方の代表者とします。担当者名にすると、担当者限りで処理が止まってしまう恐れがあるからです。

また、クーリング・オフの対象となる取引がクレジット契約の場合、販売会社と同時にクレジット会社にも、クーリング・オフの通知を出しておきます。

### 記入例

郵便はがき

切手

□□□-□□□□

販売会社の住所

〇〇販売株式会社

代表者様

**契約解除通知**

契約年月日 令和〇年〇月〇日

商品名 〇〇〇〇〇〇

契約金額 〇〇〇〇〇〇円

販売会社名 〇〇販売株式会社〇〇営業所

担当者 〇〇〇〇氏

右記日付の契約は解除します。  
支払い済の〇〇〇円を返金してください。  
商品は引き取ってください。

令和〇年〇月〇日  
（契約者住所） 〇市〇町〇丁目〇番地  
（契約者氏名） 〇〇〇〇氏

〈販売会社あて〉

郵便はがき

切手

□□□-□□□□

クレジット会社の住所

〇〇クレジット会社

代表者様

**契約解除通知**

契約年月日 令和〇年〇月〇日

商品名 〇〇〇〇〇〇

契約金額 〇〇〇〇〇〇円

販売会社名 〇〇販売株式会社〇〇営業所

クレジット会社名 〇〇クレジット会社

担当者 〇〇〇〇氏

右記日付の契約は解除します。

令和〇年〇月〇日  
（契約者住所） 〇市〇町〇丁目〇番地  
（契約者氏名） 〇〇〇〇氏

〈クレジット会社あて〉

特定記録郵便または簡易書留で送ります

